

江戸川区あき地をきれいにする条例

(目的)

第一条 この条例の目的は、あき地をきれいに保つことによつて、住民が住みよい環境のなかで健康で快適な生活ができるようにすることである。

(定義)

第二条 この条例で「あき地」とは、人の使用していない土地のことをいう。

2 この条例で「管理不良な状態」とは、雑草が繁茂し、汚物等（家庭廃棄物並びに産業廃棄物等をいう。以下同じ。）が放置されあるいは汚水が溜つている状態のため、住民の健康を害し、美観をこわすなど環境を著しくそこなうような状態をいう。

(住民の協力)

第三条 誰れでもみだりに汚物等を投げ捨ててはならない。

2 住民は、汚物等の投げ捨てや管理不良な状態のあき地をみつけたときは、そのあき地の所有者または管理者（以下「所有者」という。）並びに区に連絡し、あき地をきれいにするため協力するよう努める。

(所有者の務め)

第四条 あき地の所有者は、そのあき地が管理不良な状態にならないよう常に適切な管理を行ない、付近の住民に迷惑をかけることのないよう、その予防に努めなければならない。

2 あき地の所有者は、そのあき地が管理不良な状態にあるときは、すみやかにその改善に努めなければならない。

(指導・勧告)

第五条 区長は、あき地をきれいに保つため、そのあき地の所有者に対し予防または改善を行なうように指導し、また、あき地が管理不良な状態にあると認めたときは、期限をきめて改善を促すことができる。

(改善命令)

第六条 区長は、前条の規定による勧告をうけた者が、これを行なわないときは、期限をきめて、管理不良な状態の改善を命令することができる。

(代執行)

第七条 区長は、前条の規定による改善命令をうけた者がこれを行なわないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の規定により、そのあき地の管理不良な状態を改善し、または第三者にこれを行なわせ、その費用は所有者から徴収する。

(立入調査)

第八条 区長は前三条の規定による指導・勧告あるいは改善命令または代執行を行なうため必要があると認めるときは、職員をあき地に立ち入らせて調査させ、または関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行なう職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(改善措置の委託)

第九条 あき地の所有者は、自ら管理不良な状態の改善をすることができないときは、区長にこれを委託することができる。

(委任)

第十条 この条例の施行について必要なことは、区規則で定める。

付 則

この条例は、昭和四十六年一月一日から施行する。